

# ANGLE

Vol.87

新春号

2022.02.01

ビジネスの新しい視点（アングル）を探る情報誌

- C 経営メモ 2022年のびっくり10大予想ー必要なのは“覚悟” …… 1
- C 労務 脳・心臓疾患の労災認定基準が20年ぶりに見直し …… 2
- C 税務 人材確保等促進税制の集計方法 実務上の注意点 …… 3-4
- C 会計 シリーズ「業界別収益認識」～小売業～ …… 5-6
- C お知らせ セミナーのご案内 …… 7



「日本の四季」…ゆかりの地域を写真で紹介。富山本部のある富山県は冬の立山連峰が絶景です。



## 2022年のびっくり10大予想－必要なのは“覚悟”

グループ代表 中村 亨  
Nakanura Toru

-management memo-

7割超が「景気拡大」予想－これは日経新聞が定期的に行っている『社長100人アンケート』の2021年12月の結果ですが、3割だった9月調査から急増していました。世の経営者たちの「景気拡大」への呼び声は高いですが、グローバル経済はどのように予想がされているのでしょうか。経営メモでも毎年のように取り上げる「びっくり10大予想」に始まり、経営者に必要な“覚悟”について考えてみました。

## コロナはリスクか？国民性による考え方の違い

ウォール街の「ご意見番」、名高い米投資ファンドグループのバイロン・ウィーン氏による経済予測です。

2022年の「びっくり10大予想」		2021年の「びっくり10大予想」	
1	インフレ圧力拡大で株は調整売りへ	1	トランプ氏自身のテレビ局を立ち上げ、24年出馬へ
2	消費者物価指数は4.5%へ	2	バイデン政権が対中貿易関係の修復に着手、中国株が新興国市場をリード
3	FRB、年内4回利上げ	3	5~10種のワクチン成功など5月末までに米は「正常化」
4	オミクロンでも大規模集会平常化へ	4	米司法省がGoogle・Facebookへの態度を軟化
5	中国の不動産投機規制強化、他の金融資産の投機熱高まる	5	米成長率6%超、史上最長の景気拡大局面開始
6	インフレヘッジで金価格20%上昇	6	FRBと財務省が緩和策継続、金や仮想通貨が上昇
7	需要ひっ迫で原油価格100ドル超へ	7	原油価格が1バレル65ドルまで上昇
8	原子力エネルギー再評価へ	8	S&P500種が年前半に20%近く下落も4500ドルまで上昇
9	ESGは企業のポリシーから規制へ	9	10年債利回りが2%に上昇
10	電気自動車のリチウム電池市場、中国が掌握	10	欧州や日本の債務増や成長鈍化でドル選好の流れ

出典：日本経済新聞「22年びっくり予想」「21年びっくり予想」

コロナを直接のリスクと捉えている視点が昨年も今年も“ない”。それに驚く方もいるのではないのでしょうか。正常化・平常化と並んでいます、その理由はグローバル経済の底力だけではなく国民性による考え方の違いもあるかもしれません。先の「社長100人アンケート」によると日本ではまだ3割もの経営者がコロナによる景気先行きの不確実性を高く見えています。楽観的か悲観的か、物事を捉える視線の違いを感じさせますね。

## 2022年のグローバル経済は「エネルギー」に注目

前回の経営メモでは、アフターコロナのキーワードは「宇宙開発」「環境」と挙げました。びっくり10大予想でも同じですね、“環境”と切っても切れない「エネルギー」が予想の半数近くを占めています。「脱炭素」など国際連携についての言及がないことを意外に感じましたが、同様にこれまでの予想のほとんどを占めていた金融や政治の政策は鳴りを潜めています。

## 起こり得る最悪パターンは...分からない！

見識者が立てる様々な予測に対して「当たるも八卦、当たらずも八卦」ではなく重要なのはその本質。「困難はどう転んでも発生しますよ」というある意味の“覚悟”でしょう。

リスクは予測できた時点でもはやリスクではありません（予測できれば即ち対応できますからね）。コロナで知ったのは「起こり得る最悪パターンは想像さえできなかったこと」です。常にリスクは付きまとい困難は立ちちはだかるものなので、出来ることはその覚悟や胆力を備えることぐらいかもしれません。

さて、北京五輪の幕開けは盛況でしょうか（これを執筆しているのは1月上旬です）。国内に目を向けると夏の参院選など経済が大きく動きそうなイベントが控えています。

リスクとチャンスは紙一重。覚悟と胆力のご準備はいかがでしょう？



脳・心臓疾患に関する労災認定の基準が約20年ぶりに見直され、2021年9月に改定されました。過重労働により脳梗塞や心筋梗塞等を発症した労働者の労災認定基準がより明確になりました。

【改正のポイント】

- ①労働時間以外の負荷要因の見直し
- ②長時間の過重業務は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価
- ③短期間の過重業務などで業務と発症との関連性が強いと判断できる場合も明確化
- ④対象疾病に「重篤な心不全」を追加

今回は特に注目されている①と②についてお伝えします。

①労働時間以外の負荷要因の見直し

これまでは、拘束時間の長い業務、不規則な勤務、交代制・深夜勤務、出張等が多い勤務などの負荷要因が例示されていましたが、新たに次の内容が追加されました。

- ・勤務間インターバルが短い勤務（終業から始業までの時間が短い業務）
- ・休日のない連続勤務
- ・重量物の運搬、人力での掘削など身体的負荷が大きい業務 等

追加

②長時間の過重業務は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価

【改正前の認定基準】 次のいずれかに該当する場合

- ・発症間1か月におおむね100時間を超える時間外労働
- ・発症前2~6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働

【改正後の認定基準】

次の水準に至らないが、これに近い時間外労働が認められる場合

- ・発症間1か月におおむね100時間を超える時間外労働
- ・発症前2~6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働

改正



①の労働時間以外の負荷要因

（拘束時間の長い業務、不規則な勤務、勤務間インターバルが短い勤務、休日のない連続勤務等）

今回の見直しにより、一定の残業時間数を超えなくとも、それに近い実態がある場合は、労働時間以外の負荷要因の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

よって今後は、従業員の健康を確保していく上で、「拘束時間の長い勤務となっていないか」「休日がない連続勤務となっていないか」「勤務間インターバルが短い勤務となっていないか」等、今一度チェックされてみてはいかがでしょうか。





賃上げに係る税制の改正が含まれている令和4年度税制改正大綱に注目された方も多いと思います。賃上げに係る税制（青色申告書を提出する全法人向けの人材確保等促進税制及び中小企業向けの所得拡大税制）は令和3年度の税制改正で見直しされたばかりですが、政府は本税制の抜本的な強化を推し進めており、税制優遇を拡充することで賃上げに積極的な企業への支援を行うとしています。

今回は、令和4年度改正の一つ前である、令和4年3月期決算法人から適用される令和3年度改正の「人材確保等促進税制」について、適用するにあたっての**実務上注意すべき点**をご説明します。

### 適用要件

「新規雇用者給与等支給額」が前年度より2%以上増えていること

### 税額控除額及び控除額の上限

「控除対象新規雇用者給与等支給額※①」の15%（教育訓練費の上乗せ要件を満たす場合は20%、以下同じ）を法人税額又は所得税額から控除※②

※① 「調整雇用者給与等支給増加額」を上限 ※② 税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限

### 上乗せ要件

教育訓練費の額が前年度より20%以上増えていること

## ■ 新規雇用者給与等支給額

「新規雇用者給与等支給額」とは、適用要件の判定対象となるものを言います。

- ・「国内新規雇用者」のうち雇用保険の一般被保険者（高年齢被保険者などを除きます。）に加入している者を対象とします。
- ・その雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額（給与所得となるものをいうため賞与などを含みますが、退職金などは給与所得とはならないため含みません。）をいいます。
- ・新規雇用者給与等支給額の比較対象となる前年度におけるものが「新規雇用者比較給与等支給額」となります。
- ・新規雇用者給与等支給額と新規雇用者比較給与等支給額から給与に充てるため「雇用安定助成金額を含めない他の者から支払いを受ける金額」を控除します。

※「他の者から支払いを受ける金額」とは、補助金、雇用安定助成金を含む各種助成金、給付金、出向負担金などが例として挙げられます。

## ■ 国内新規雇用者の範囲

「国内新規雇用者」とは、適用要件及び税額控除計算の対象となるものを言い、具体的には下記が挙げられます。

- ・法人の国内雇用者
- ・賃金台帳に記載された者で、パート・アルバイト・日雇い労働者を含み、使用人兼務役員などを除く
- ・国内の事業所に勤務することになった日（雇用開始日で労働者名簿氏名記載日）から1年を経過していない者

（注）令和3年度改正前の「賃上げ税制及び所得拡大促進税制」の適用要件の対象となっていた「継続雇用者」の抽出は不要となります。

## <新規雇用者給与等支給額の算出方法>

下記の図解のように、前年度、適用年度ごとに新卒及び中途採用の新規雇用者を雇用開始月ごとに並べ、その者の1年以内の給与額をそれぞれの年度ごとに算出することになります。

(注) 従前の「賃上げ・投資促進税制」の際には、継続雇用者の抽出により適用要件の判定を行っていましたが、当人材確保等促進税制では新しい算出方法となります。

	前年度（令和2年度）												適用年度（令和3年度）																					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
新卒採用者A R2.4採用	●雇用開始																																	
新卒採用者B R3.4採用													●雇用開始																					
中途採用者C R2.6採用			●雇用開始																															
中途採用者D R2.12採用																																		
中途採用者E R3.5採用																																		
中途採用者F R3.7採用																																		
中途採用者G R1.10採用																																		

(出典) 経済産業省「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック（令和3年8月30日改訂版）

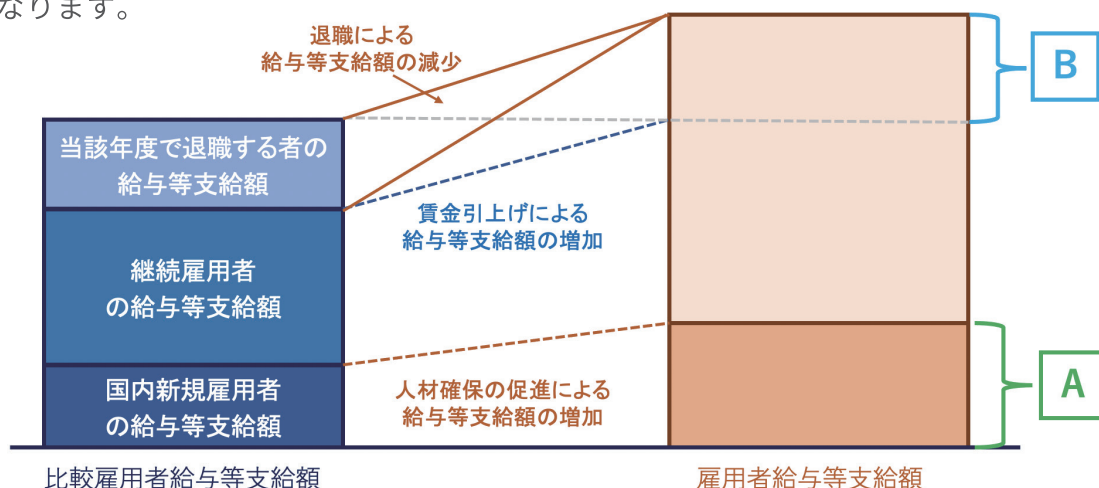
## ■ 控除対象新規雇用者給与等支給額

「控除対象新規雇用者給与等支給額（下図のA）」は、税額控除額（15%または20%）の計算の対象となるもので、新規雇用者給与等支給額との違いは次の通りです。

- ・ 上述の「新規雇用者給与等支給額」に雇用保険の一般被保険者以外の者も含まれます
- ・ 雇用安定助成金額を含めた他の者から支払いを受ける金額全額を控除します

## <控除対象新規雇用者給与等支給額の上限額>

当税制の税額控除額は「控除対象新規雇用者給与等支給額（A）」の15%（または20%）となりますが、「調整雇用者給与等支給増加額（下図のB）」の15%（または20%）を上限とすることとしています。「調整雇用者給与等支給増加額（B）」は雇用者給与等支給額（会社全体の給与等支給額）の前年度対比での増加額となります。



A	<	B	のとき、税額控除額は	A	× 15%
A	>	B	のとき、税額控除額は	B	× 15%

(出典) 経済産業省「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック（令和3年8月30日改訂版）

令和4年度税制改正後の「賃上げ促進税制」については本誌やメルマガ等でご案内する予定です。ご不明点はお気軽にお問い合わせください。



新収益認識基準は2021年4月以降に開始する事業年度から適用されます。当グループではこれまで、新収益認識基準の実務対応を中心に情報公開を行ってまいりましたが、多くのお客様よりご要望をいただき、業界別の収益認識の論点について解説するシリーズを開始いたしました。初回は小売業について取り上げます。

## 1 小売業の販売形態ごとに履行義務を「識別」

最近の主な販売形態として、①店頭販売、②ECサイト、SNS及びショッピングアプリ等を通じた販売、③カタログ販売などがあります。これらの販売形態における履行義務の特徴は、消費者と小売業者との接点が主に「商品の引渡し」の場面となり、履行義務の識別が比較的容易な点にあります。

次に、小売業者と消費者以外の取引形態を考えます。イオンに代表される総合スーパーやデパートなどでは、買取仕入のみでなく、テナントを通じた商品の販売（消化仕入）も行われています。消化仕入の場合、テナントとの間で商品の売買契約を締結し、商品が店頭において販売されたときに仕入計上することになりますので、総合スーパーやデパート側は消費者に対して商品を引渡すという契約の履行について主たる責任や在庫リスクを負わず、商品の価格設定について裁量権を有していません。商品が提供されるように手配する履行義務を負うのみです。

同様にコンビニエンスストアでは、フランチャイズ加盟者に対して商品を販売しているケース及びフランチャイズ契約締結時に加盟者から受け取るフランチャイズ加盟料も収益として認識されています。

このように、小売業1つとっても、履行義務はさまざまであり、また、個々の企業の中でも履行義務が複雑かつ多様化しております。そのため、履行義務を「識別」することが重要となります。

## 2 収益認識に係る会計基準の「履行義務の識別」について

収益認識に係る会計基準は、顧客との契約において、収益を認識するまでに5つのステップを踏むことを要請しており、順序だてて体系的に収益を認識することが必要となります。

このうち、2番目のステップである「履行義務の識別」には多くの論点があり、収益認識に係る会計基準が難解と言われる理由の1つともなっています。履行義務の識別を理解することは、収益認識に係る会計基準を理解する上で大きなポイントとなります。

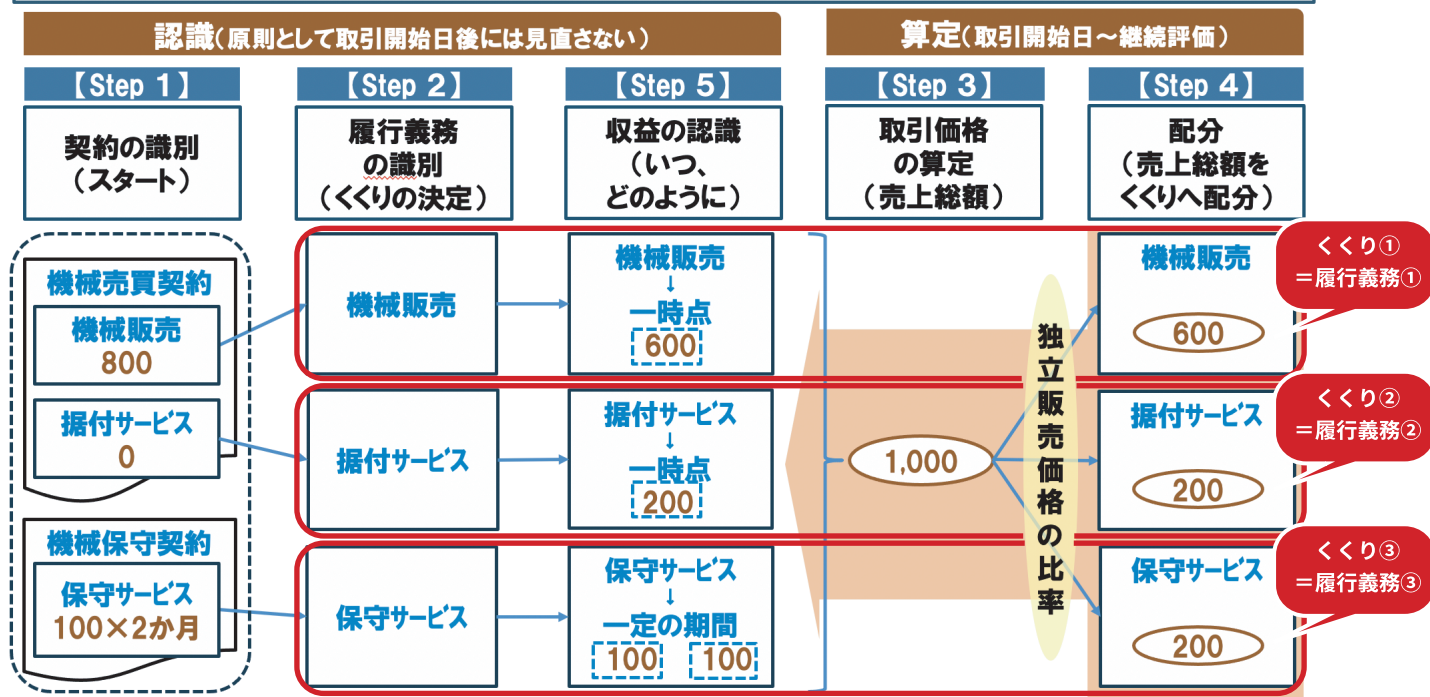
ここで、「履行義務の識別」の意義を確認しておきたいと思います。

弊社セミナーレポートにおいて、以下の図を掲載しておりますのでご参照ください。当レポートには、履行義務の識別は、売上計上の「くくり」であると説明しています。この「くくり」は、販売管理システムに登録する取引の単位をイメージいただくと分かりやすいかと思います。

## IV 2 収益認識のための5つのステップ



本基準では、5つのステップを“収益の認識(どのようなくくりで、いつ、どのように)”→“収益の額の算定(いくら)”という順序で規定している。



### 3 契約上の義務と履行義務の相違

それでは、履行義務の具体例を考えていきましょう。

例えば、家電量販店に行ってカメラを購入するとします。家電量販店側では1台のカメラを箱詰めし、お客様にお渡しして代金を受け取り、取引が完結します。ここでの家電量販店側の契約上の義務は、「カメラを引渡す」ということとなりますが、お客様にとってはカメラを買って「写真を撮る」ということがニーズとしてありますので、家電量販店としては「『写真が撮れる品質のカメラ』を引渡す」ことが義務となります(品質については通常はメーカーが保証)。

さらに、家電量販店ではメーカー保証だけでなく、家電量販店独自の保証をする場合もあります。この場合の保証が履行義務に該当するかも考える必要があるわけです。

ここで、収益認識基準において履行義務がどのように定義されているかを確認しておきます。

履行義務とは、顧客との契約において、別個の財又はサービス(あるいは別個の財又はサービスの束)、又は一連の別個の財又はサービス(特性が実質的に同じであり顧客への移転のパターンが同じである複数の財又はサービス)のいずれかを顧客に移転する約束(基準第7項)。

「別個の財又はサービス」は、上記で説明した「くくり」を意味します。カメラの販売の例では「カメラを引渡す」と「品質を保証する」ことが別々の履行義務となるのか否か、メーカー保証の場合と家電量販店独自の保証の場合で扱いが異なるのか、について検討が必要となります。

<おわりに>

本誌では収益認識のさわりとして「履行義務の識別」に関してお届けしましたが、Webサイトは会計処理などさらに踏み込んだ解説まで行っております。どなた様も無料でご覧いただけますので、ぜひご参考になさってください。

日本クreas税理士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズでは最新情報をお伝えするセミナーを多数開催しています。いずれも参加は無料で、来場or Zoomウェビナーを使用したオンラインでの参加をお選びいただけます。全国の皆様のご参加をお待ちしております。

## 【インボイス制度セミナー】導入に向けた実務のポイント

2022年2月16日（水）15:00-16:45 [オンライン or 来場]

日本クreas税理士法人主催

インボイス制度とは、買い手が仕入に係る消費税について、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として適格請求書（インボイス）等の保存を義務付ける制度で、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となります。セミナーでは、インボイス制度の概要と、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。余裕を持った事前準備のためにお役立ていただける内容です。



## 【多様な働き方と人事制度セミナー】今話題の「多様な働き方」への対応方法

2022年2月17日（木）14:00-15:30 [オンライン or 来場]

日本クreas社会保険労務士法人主催

働き方改革の一環として関心が高まっている「多様な働き方」について、「労働時間」「職務」「環境」3つの観点から、多様な働き方を実現できる制度について考察します。効果が見込まれる制度については、企業が持っている課題や事業内容によって異なります。人手不足の解消に始まり、従業員の満足度を高め生産性向上につなげるための「多様な働き方」、その制度導入に課題をお持ちの方はぜひご参加ください。



## 【電子帳簿保存法セミナー】改正電子帳簿保存法への対応

2022年2月18日（金）10:00-12:00 [オンライン or 来場]

(株)コーポレート・アドバイザーズ  
・アカウンティング主催

1月より改正電子帳簿保存法が施行されています。税務署長に対する事前承認制度が廃止されたり、相互牽制や定期的な検査等を求めていた適正事務処理要件が廃止されたりと要件の緩和が行われており、電子帳簿保存法の正しい理解に繋がるセミナーを開催します。電子データで受け取った請求書等の保管について紙に印刷しての保存が認められなくなりましたので、その留意点についてもご説明いたします。



## 【財務デューデリジェンスセミナー】M&Aにおける財務デューデリジェンス「3つの視点」

2022年3月16日（水）15:00-17:00 [オンライン or 来場]

(株)コーポレート・アドバイザーズ  
・アカウンティング主催

M&Aにおける一連のプロセスにおいては、財務デューデリジェンスにより対象会社の実態純資産や正常収益力を評価するための手続が行われ、その結果を踏まえて企業価値の評価を行います。また、M&A後の統合業務（PMI）の一環として、タイムリーに適正な決算が報告されるための経理体制の整備・構築が行われます。財務デューデリジェンスは買収プロセスにおいて対象会社の情報にアクセスできる重要な機会であり、この機会を価値算定やPMIに役立てていくための実務上の留意点を解説します。

